

2014年12月10日 全13頁

消費税増税等の家計への影響試算 (再増税先送り反映版)

2011年から2018年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 安倍首相の消費税再増税先送りの発表を受けて、2013年12月に発表した「消費税増税等の家計への影響試算」を改訂した。
- 消費税率の10%への引き上げ時期が2015年10月から2017年4月に先送りされることで、2016年の家計の実質可処分所得は上方修正されるが、2015年においては大きく変わらない。当初のスケジュールでは、2014年から2015年にかけての負担増要因が①1～3月の消費税率が5%から8%に上がることで、②10～12月の消費税率が8%から10%に上がることで、③2014年中に一度きり支給された子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落することの3点であった。10%への消費税率引き上げの先送りにより解消されるのはこのうち②の分にすぎないからである。
- 2013年から2014年にかけては、臨時特例給付金が支給されることにより、消費税率引き上げに伴う中低所得層の負担増を緩和する効果があった。しかし、2014年から2015年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落するため、同じ「片働き4人世帯」の中では、世帯年収が低くなるほど実質可処分所得の減少率が大きくなる。

[目次]

| | |
|--------------------------|-------|
| はじめに | 2ページ |
| ケース1. 年収500万円・片働き4人世帯 | 4ページ |
| ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯 | 5ページ |
| ケース3. 年収1,000万円・片働き4人世帯 | 7ページ |
| ケース3+. 年収1,500万円・片働き4人世帯 | 8ページ |
| ケース4. 年収1,000万円・共働き4人世帯 | 10ページ |
| ケース5. 年収500万円・単身世帯 | 11ページ |
| まとめ | 13ページ |

はじめに

2011年から2018年までを分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が始まった2011年から、消費税増税等の負担増が家計に与える影響を試算し発表してきた。本レポートは、安倍首相の消費税再増税先送りの発表を受けて試算し直したものであり、2013年12月に発表したレポート（以下、2013年12月版）¹の改訂版である。

従来のレポートと同様に、社会保障・税一体改革の議論が本格化し、子ども手当の縮小等の家計への負担増が開始された2011年を起点として試算を行う。

また、従来、消費税率10%への税率の引き上げの影響が通年化する2016年までを試算の対象としてきたが、今回の消費税再増税の先送りを受け、2018年まで試算の対象期間を延ばした。

家計にとっての最大の負担増項目は、消費税率の引き上げである。しかし、それ以外にも2011年から2013年にかけても税・社会保障の負担増があった。2011年3月に東日本大震災が発生し、その復旧・復興財源を確保する観点もあり、2011年10月に子ども手当が縮小された。さらに、子ども手当の導入に遅れて施行された年少扶養控除の廃止の影響もあった。

本レポートでは、2011年から2018年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。まず、2014年4月に消費税率の5%から8%への引き上げが実施された。また、2017年4月には消費税率が8%から10%に再度引き上げられる予定である。

消費税率が引き上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。大和総研では、消費税率が1%引き上げられると、その年度に物価は0.72%上昇すると予測している²。この予測をもとに、消費税率引き上げ分を考慮して、試算を行った³。

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、家計が手取りで消費税増税

¹ 詳細は、拙稿「消費税増税等の家計への影響試算（平成26年度税制改正大綱反映版）」（2013年12月24日発表）参照。 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131224_008051.html

² 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。 http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

³ 名目の可処分所得を（1+消費税率引き上げによる物価上昇率）で除した値を実質可処分所得とした。

前（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

実質可処分所得が10万円減少するという事は、家計収支がとんとんであれば10万円分消費を減らさないと家計が赤字に陥るということである。また、黒字の家計が現在と同じ年間の貯蓄額を維持するには約10万円分消費を減らさないといけないということも意味する。

本レポートでは、6つのモデル世帯を設定し、税引き前の給与収入が2011年から2018年まで変わらず、消費税増税以外の要因の物価変動は考慮しないものとして、実質可処分所得の試算を行った。

なお、2013年12月版のレポートで設定していた「年収240万円・年金夫婦世帯」のモデルについては本レポートでは試算を行っていない⁴。物価・賃金の変動も考慮に入れた試算および年金夫婦世帯における試算は、今後、別途作成する予定である。

前回試算からの改訂事項

前回試算の発表後、安倍首相は、2014年11月18日に記者会見を行い、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで1年半先送りするとした。また、このことについて国民に信を問うため、11月21日に衆議院を解散した。

野党第一党の民主党も消費税率の10%への引き上げについてマニフェスト⁵で「延期します」と表記しているため、総選挙を経ても、消費税率引き上げの時期が先送りされる方針には変わりはないものと考えられる。このため、今回の改訂後（2014年12月版）の試算では、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月に改定した。

消費税率の10%への引き上げ時期の延期に伴い、低所得者対策等としての給付措置も別途採られる可能性がある⁶。しかし、本稿執筆時点で方針が示されていないため、今回の2014年12月版の試算では、「簡素な給付措置」および「子育て世帯臨時特例給付金」の2度目の支給は前提としていない。また、2013年12月版の試算と同様に、給付つき税額控除や軽減税率の導入も織り込んでいない。

なお、2013年12月版のレポート発表後、2014年度の介護保険料率の改定（協会けんぽの全国平均で労使計1.55%から1.72%に引き上げ）が行われたため、この点は2014年12月版の試算に反映した。

2013年12月版から2014年12月版にかけて前提を変更したものは、消費税率の引き上げ時期の延期および2014年度の介護保険料率の改定の2点のみであり、その他の前提については変更を加えていない。

⁴ これは、2018年まで試算対象期間を延ばした際、年金夫婦世帯の実質可処分所得については、物価上昇率およびそれに伴いマクロ経済スライドが実施されるか否かが大きな影響を及ぼし、消費税増税以外の要因の物価変動を考慮しないものとした試算の持つ意味が乏しくなるため、今回の試算対象からは除外した。

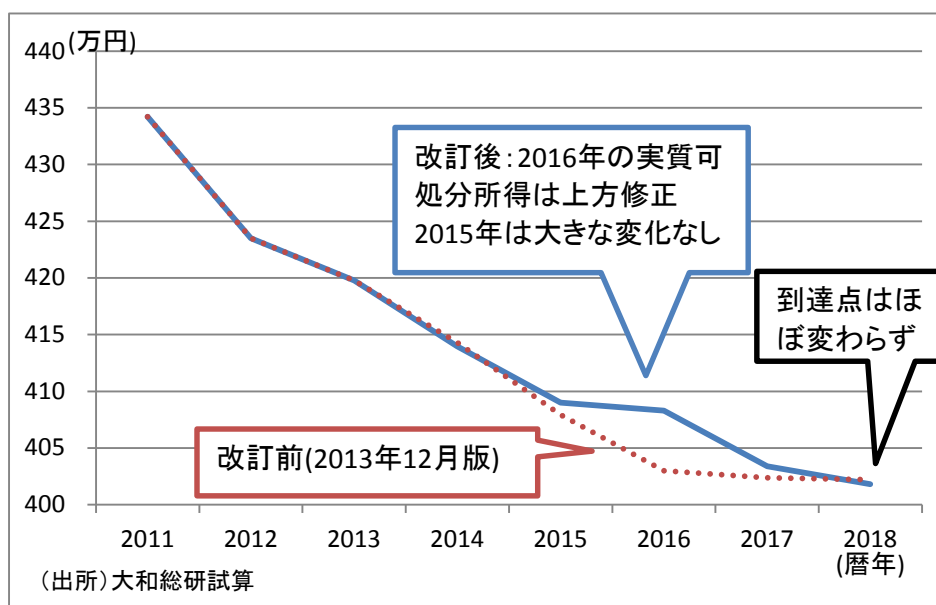
⁵ 民主党「民主党の重点政策 MANIFESTO」（2014年11月24日）<http://www.dpj.or.jp/download/17761.pdf>

⁶ 拙稿「消費税増税先送りに伴う他政策への影響」（2014年11月21日）を参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141121_009177.html

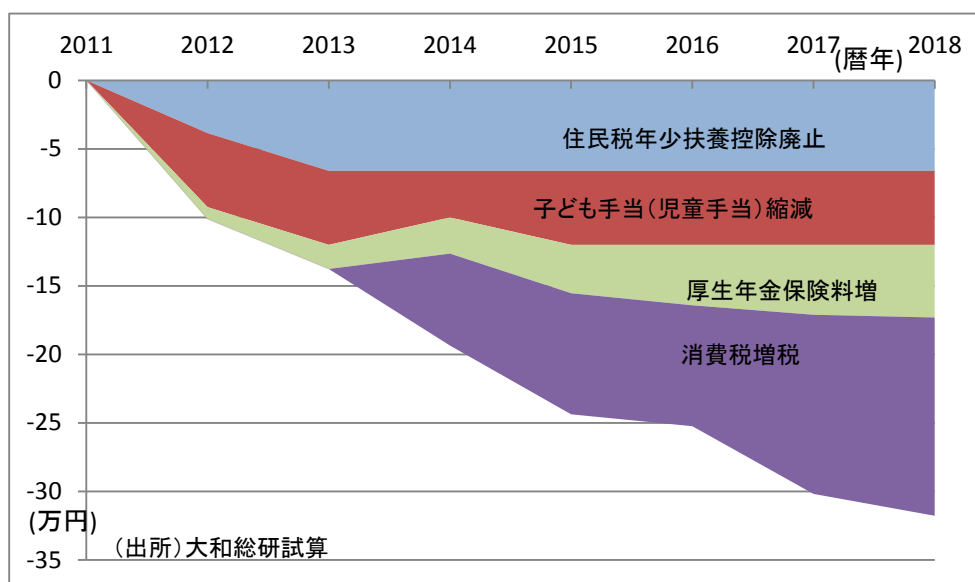
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き（社会保険に加入する会社員を想定）、3歳以上中学生以下の子が2人、世帯年収が税込み500万円の世帯について実質可処分所得を試算したものが次の図表である⁷。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 1 では、2011 年から 2013 年にかけても大きな負担増があった。2011 年 10 月に児童手当が縮小され、2012 年 6 月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この 2 つだけでも、2013 年

⁷ 2013 年 12 月版のレポートでは、2017 年および 2018 年の実質可処分所得は試算していなかったが、本レポートでは 2013 年 12 月版のレポートと同じ条件で（消費税率 10% への引き上げ時期を 2015 年 10 月とし、介護保険料の 2014 年度の改定を反映しないで）2017 年および 2018 年の実質可処分所得を試算した結果も示している。

時点では2011年と比べて、年間12万円の負担増（実質可処分所得減）となっていた。

2014年は児童手当の支給世帯を対象に「子育て世帯臨時特例給付金」の実施により2万円が支給された。これが消費税率引き上げ等の負担増を一部緩和する形となっていた⁸。

2015年10月からの消費税増税が先送りされたこととなったが、2015年の実質可処分所得は改訂により大きく変わっていない。これは、元々、2014年から2015年にかけての負担増要因が①1～3月の消費税率が5%から8%に上がる、②10～12月の消費税率が8%から10%に上がる、③2014年中に一度きり支給された子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落することの3点であり、10%への消費税率引き上げの先送りにより解消されるのはこのうち②の分だけにすぎないためである。

ケース1では、2014年12月版の試算でも2014年から2015年にかけて、4.97万円（1.2%）実質可処分所得が減少する見通しとなっており、消費税率8%の通年化と子育て世帯臨時特例給付金の剥落の影響も決して小さくないことがわかる。

2014年12月版の試算では、消費税率の10%への引き上げ時期が2017年4月に先送りされることにより、一段の実質可処分所得の減少時期が2017年に先送りされている。もし、2016年中に「子育て世帯臨時特例給付金」の第2弾を支給すると、2015年から2016年にかけては実質可処分所得は上向き可能性があるが、その分だけ2016年から2017年にかけての実質可処分所得の減少ペースは急になる。

ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯

ケース2は、ケース1と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込300万円と、比較的lowな世帯である。

ケース2では、2011年から2013年にかけての負担増が相対的に重いものとなった。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当の縮小による負担増はケース1と同じ年間12万円である。しかし、ケース2ではケース1よりも年収が低いため、同じ12万円でも、（実質）可処分所得に占める負担増の割合が大きかったのである。

2014年の子育て世帯臨時特例給付金の実施による2万円の給付は、同じ2万円でも（実質）可処分所得に占める給付の割合が大きかった。このため、比較的low所得の子育て世帯ほど消費税率引き上げ等の負担増を緩和する効果が高くなっていた。

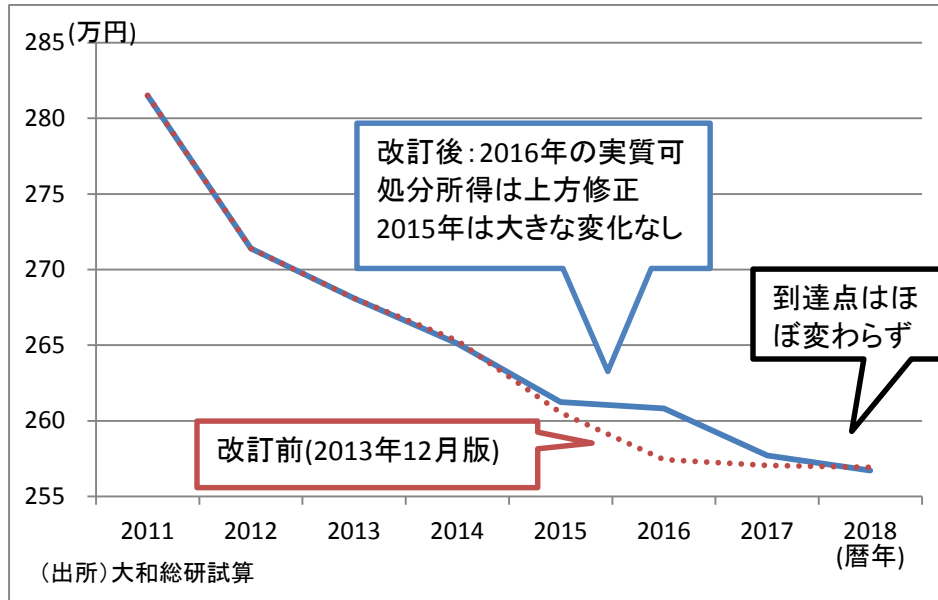
2014年から2015年にかけては、この子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落するため、低所得の世帯ほど負担が重く感じられることになる。

ケース2の2014年12月版の試算では、2014年から2015年にかけて、3.87万円（1.5%）実質可処分所得が減少する見通しとなっており、比率で見れば年収500万円のケース1よりも負

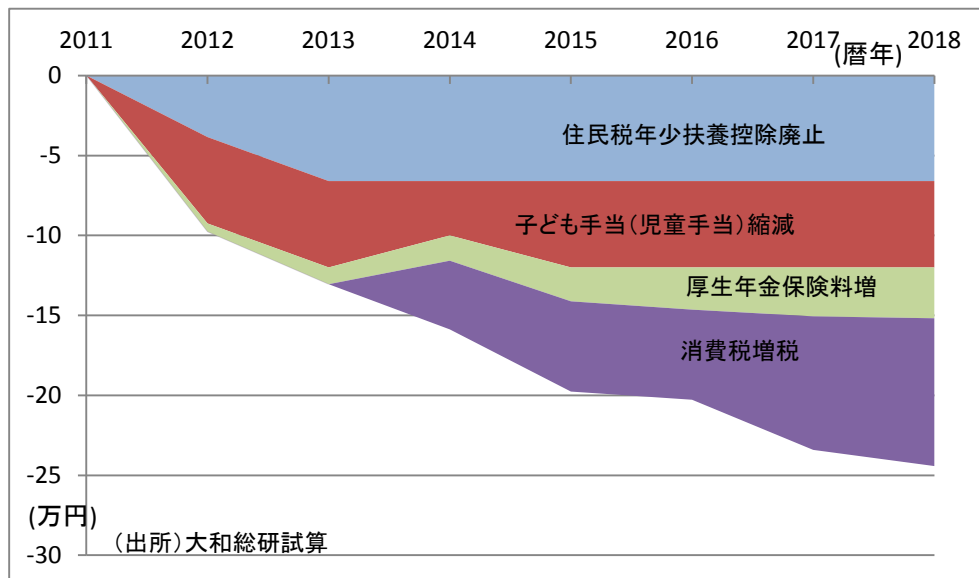
⁸ 図表1-Bの項目では、子育て世帯臨時特例給付金の給付額は「子ども手当（児童手当）縮減」から差し引いている。このため、図表1-Bをみると、2013年から2014年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の給付によって消費税増税による負担増が緩和されていることがわかる。

担感が重いことになる。

図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



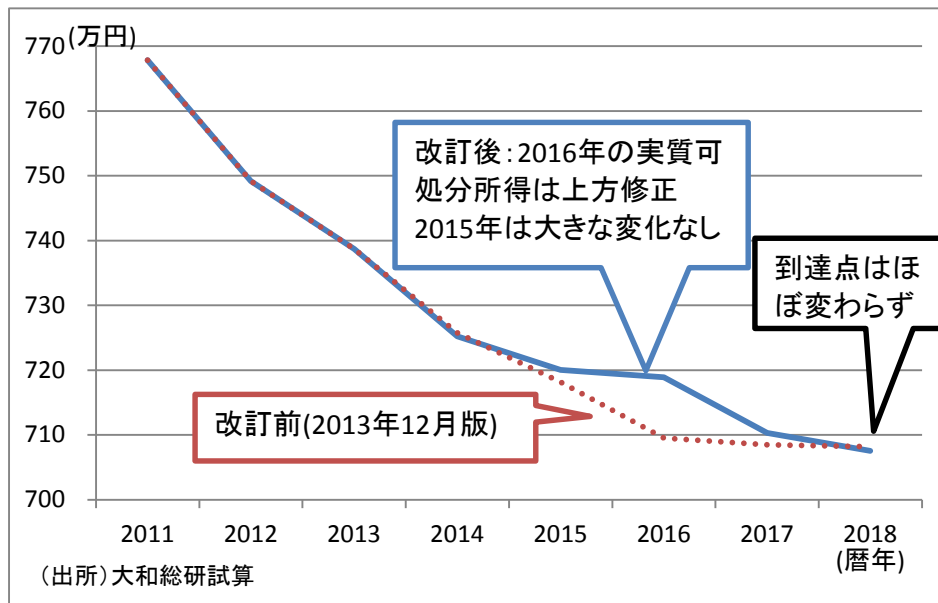
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



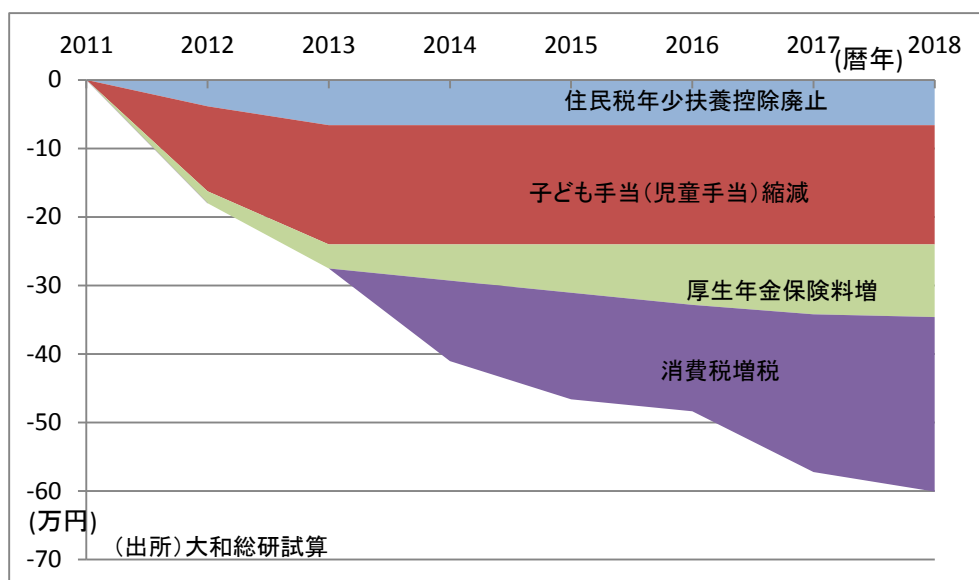
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の高い世帯である。

図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 3 では、児童手当の縮小による負担増が相対的に重かった。2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額

(原則月 1 万円が、0.5 万円に減額) となった。その他の世帯に対しても行われた児童手当の減額と住民税の年少扶養控除廃止の影響と合わせると、24 万円の負担増になっていた。

子育て世帯臨時特例給付金も、児童手当の所得制限世帯に対しては給付されなかった。

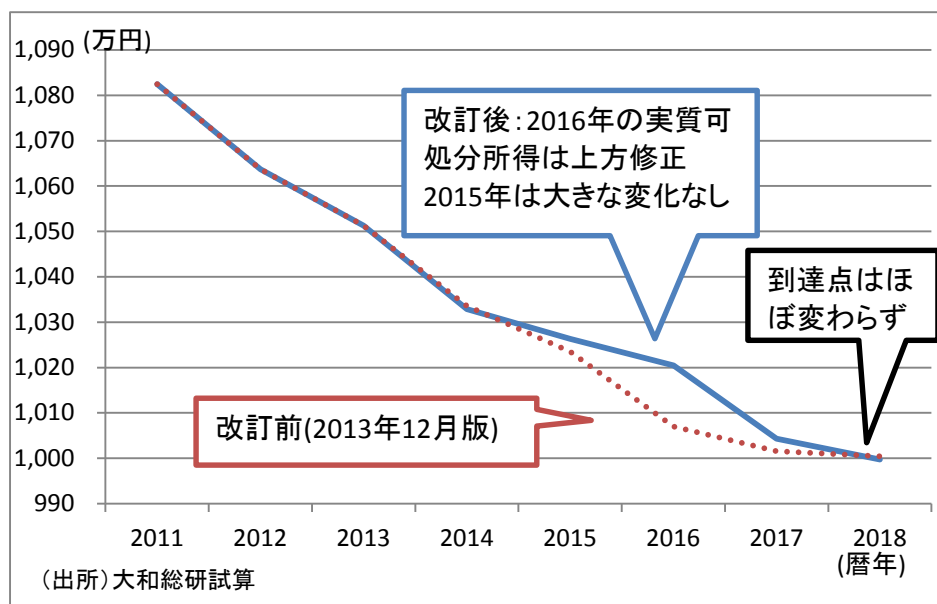
片働き 4 人世帯の中で見ると、2013 年から 2014 年にかけての実質可処分所得の減少率は年収の高い世帯ほど減少率が高くなる「累進税率」の構図となっており、子育て世帯臨時特例給付金が消費税の逆進性対策として効果を発揮していた⁹。

しかし、2014 年から 2015 年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落するため、逆の動きとなる。元々子育て世帯臨時特例給付金が支給されていないケース 3 では剥落による影響も受けなため、2014 年から 2015 年にかけての実質可処分所得の減少額は 5.15 万円（比率にして 0.7%）と、比率でみればケース 1・ケース 2 よりも影響が小さい。

ケース 3+. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯

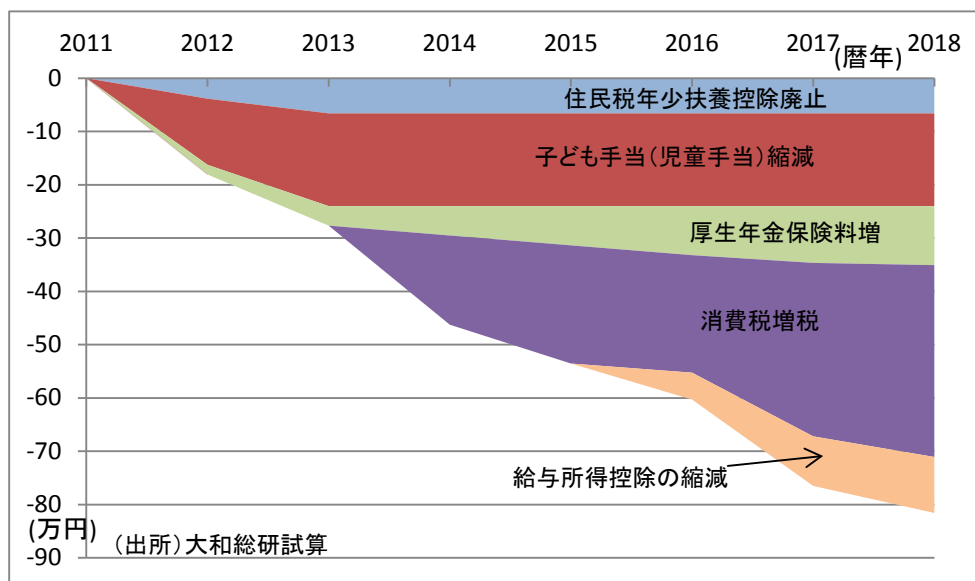
ケース 3+は、ケース 1~3 と同じ世帯構成であるが、世帯年収が 1,500 万円と、かなり高めの世界帯である。

図表 3+A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



⁹ 2014 年 12 月版の試算では、片働き 4 人世帯における 2013 年から 2014 年にかけての実質可処分所得の減少率は年収 300 万円の世帯で-1.1%、年収 500 万円の世帯で-1.4%、年収 1,000 万円の世帯で-1.8%、後述する年収 1,500 万円の世帯で-1.8%となっている。介護保険料率の改定が反映されているため、2013 年 12 月版の試算とは数値が若干異なるが、子育て世帯臨時特例給付金が消費税の逆進性対策として効果を発揮していたことに変わりはない。

図表 3+B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



2013 年に施行された給与所得控除縮減は、給与所得控除についてこれまで上限がなかったものを年 245 万円に制限するものであった。従来、給与所得控除が 245 万円に達するのは年収 1,500 万円であったため、年収 1,500 万円を超える給与所得のある人についてはこの時の改正の影響を受けたが、ケース 3+では年収 1,500 万円ちょうどなのでぎりぎり影響を受けなかった。

2014 年度税制改正により給与所得控除の上限が、所得税について 2016 年は 230 万円、2017 年以後は 220 万円に縮減される（住民税は翌年度）。

これにより、ケース 3+では、2016 年に所得税および復興特別所得税が 5.05 万円増加する。住民税も含めて給与所得控除の上限が 220 万円に揃う 2019 年時点では、所得税・復興特別所得税・住民税を合わせた負担増は 10.92 万円となる（図表 3+C）。

図表 3+C 給与所得控除の縮減による増税額の試算（年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯）

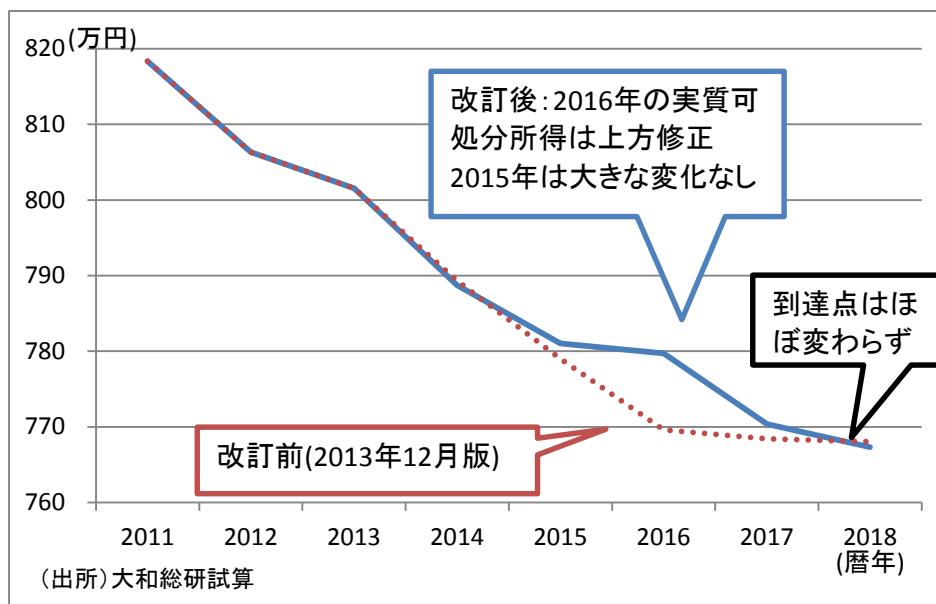
| | | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (完全移行) |
|--------------------|-------------|-------|--------|-------------------------------|--|-----------------|
| 給与所得控除 | 所得税・復興特別所得税 | 245万円 | 230万円 | 220万円 | | |
| | 住民税 | 245万円 | | 230万円 | 220万円 | |
| 税負担の増加 (2015年比) | 所得税・復興特別所得税 | — | 5.05万円 | 8.42万円 | 8.42万円 | 8.42万円 |
| | 住民税 | — | — | $1.50万円 \times 7/12 = 0.88万円$ | $1.50万円 \times 5/12 + 2.50万円 \times 7/12 = 2.08万円$ | 2.50万円 |
| | 合計 | — | 5.05万円 | 9.30万円 | 10.50万円 | 10.92万円 |

(出所)大和総研試算

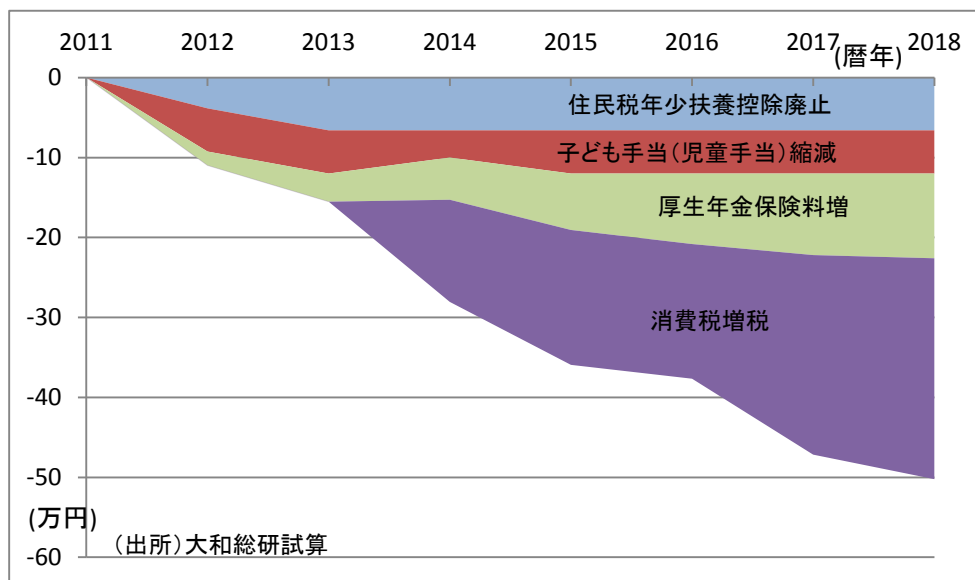
ケース 4. 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯

ケース 4 は、夫婦いずれも税込み年収 500 万円ずつを稼ぎ、3 歳以上中学生以下の子どもが 2 人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース 3 と同じ、1,000 万円である。

図表 4-A 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



共働きのケース 4 では、同じ世帯年収で片働きのケース 3 よりも、2011 年から 2018 年までのどの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている（この点は 2013 年 12 月版でも 2014 年 12 月版でも変わらない）。

日本の所得税は個人単位の累進課税になっているため、1 人（片働き）で年収 1,000 万円を稼

いと所得税率が高くなる。一方で、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は、夫婦それぞれに適用される所得税率は片働きで年収 1,000 万円を稼ぐ世帯よりも低くなる¹⁰。

また、児童手当の所得制限も、共働きに有利に設定されている。夫婦のうち多い方の年収が 960 万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収 500 万円ずつの場合は世帯収入が 1,000 万円あっても、所得制限の対象にはならない。2014 年に給付された子育て世帯臨時特例給付金についても、同様に片働きで年収 1,000 万円の場合は対象にならないが、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は支給された。このため、同じ世帯年収 1,000 万円の共働き世帯と片働き世帯の実質可処分所得の差は 2013 年から 2014 年にかけて広がった。

もっとも、2014 年から 2015 年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落するので逆の動きになる。

2014 年から 2015 年にかけてのケース 4 の実質可処分所得の減少額は 7.68 万円、比率にして 1.0%と、同じ世帯年収 1,000 万円で片働きのケース 3 よりも金額・比率ともに大きく減る見通しである。

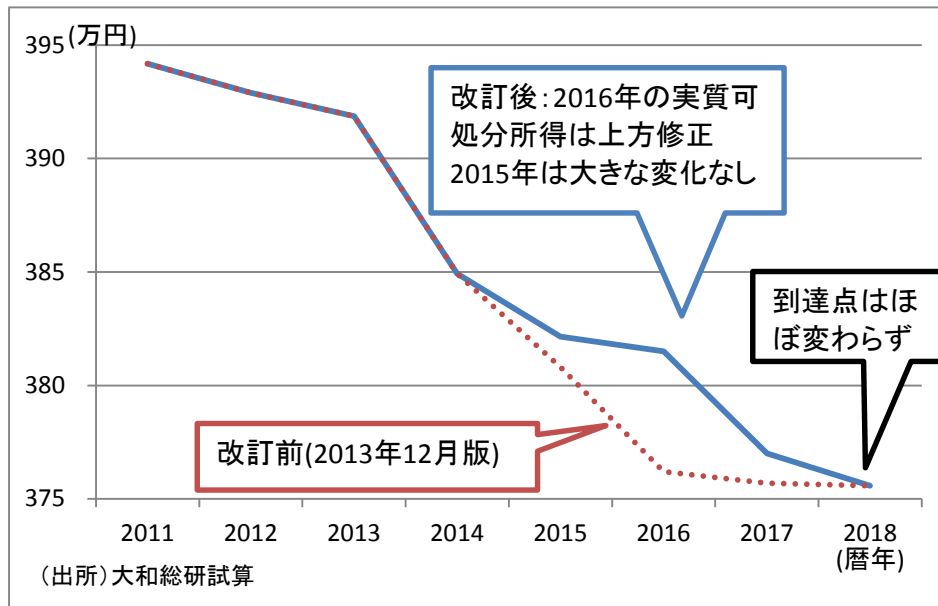
ケース 5. 年収 500 万円・単身世帯

ケース 5 は税込み年収が 500 万円の単身世帯である。単身世帯においては、2011 年から 2013 年においては目立った負担増はなかった。あえて挙げるならば、毎年少しずつ引き上げられている厚生年金保険料の増加が実質可処分所得を引き下げている。

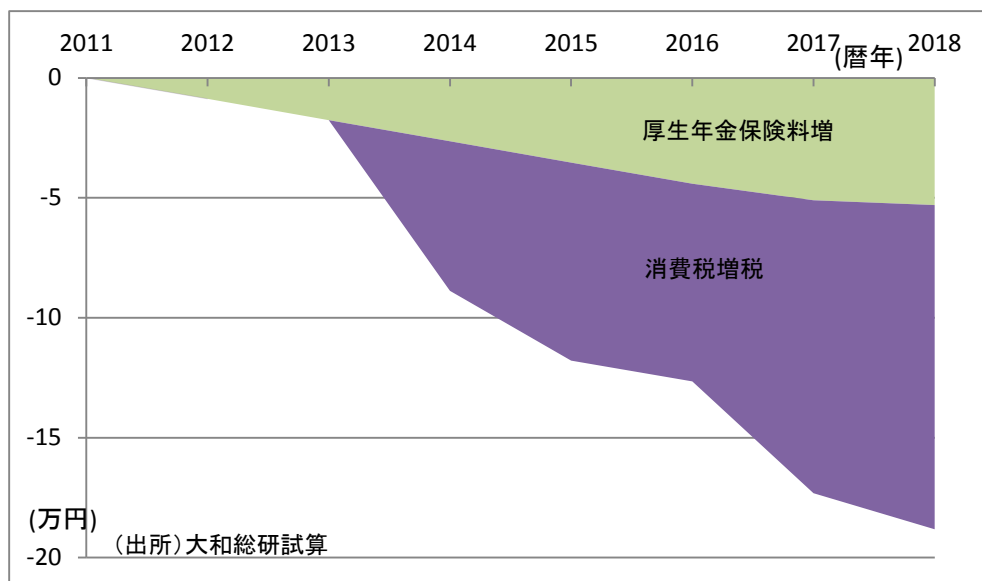
2014 年 12 月版における 2014 年と比べた 2015 年の実質可処分所得の減少額は 2.77 万円（比率にして 0.7%）である。子育て世帯臨時特例給付金の剥落の影響を受けないため、同じ世帯年収で「片働き 4 人世帯」のケース 1 よりも、実質可処分所得の減少は金額・比率ともに小さい。

¹⁰ 日本の所得税が個人単位の累進課税になっていること、同じ世帯年収であれば片働き世帯よりも共働き世帯の方が税負担が少なくなること等については、花輪陽子・是枝俊悟『増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012 年）を参照。<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なものの



まとめ

本レポートの試算結果をまとめると、次の図表6のようになる。

図表6 試算結果（2014年12月版）のまとめ

| | 世帯構成 | 世帯年収 | 各年の実質可処分所得(2014年12月版) | | | | | | | |
|-------|---------|---------|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| | | | 2011年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | 281.52 | 271.39 | 268.10 | 265.12 | 261.25 | 260.86 | 257.79 | 256.82 |
| ケース1 | | 500万円 | 434.23 | 423.51 | 419.78 | 413.97 | 409.00 | 408.33 | 403.51 | 401.99 |
| ケース3 | | 1,000万円 | 767.83 | 749.15 | 738.72 | 725.21 | 720.07 | 718.97 | 710.56 | 707.92 |
| ケース3+ | | 1,500万円 | 1,082.49 | 1,063.72 | 1,051.30 | 1,032.89 | 1,026.30 | 1,020.49 | 1,004.35 | 999.76 |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | 818.34 | 806.33 | 801.56 | 788.73 | 781.05 | 779.79 | 770.60 | 767.69 |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | 394.19 | 392.89 | 391.87 | 384.92 | 382.16 | 381.51 | 377.00 | 375.57 |

| | 世帯構成 | 世帯年収 | これまでの変化 | | これからの変化 | | | | | |
|-------|---------|---------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | | 2011→2014 | | 2014→2015 | | 2014→2016 | | 2014→2018 | |
| | | | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | -16.40 | -5.8% | -3.87 | -1.5% | -4.26 | -1.6% | -8.30 | -3.1% |
| ケース1 | | 500万円 | -20.25 | -4.7% | -4.97 | -1.2% | -5.64 | -1.4% | -11.99 | -2.9% |
| ケース3 | | 1,000万円 | -42.62 | -5.6% | -5.15 | -0.7% | -6.24 | -0.9% | -17.30 | -2.4% |
| ケース3+ | | 1,500万円 | -49.60 | -4.6% | -6.58 | -0.6% | -12.40 | -1.2% | -33.13 | -3.2% |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | -29.61 | -3.6% | -7.68 | -1.0% | -8.94 | -1.1% | -21.03 | -2.7% |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | -9.26 | -2.3% | -2.77 | -0.7% | -3.42 | -0.9% | -9.35 | -2.4% |

| | 世帯構成 | 世帯年収 | 試算期間全体 | |
|-------|---------|---------|-----------|-------|
| | | | 2011→2018 | |
| | | | 変化額 | 変化率 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | -24.70 | -8.8% |
| ケース1 | | 500万円 | -32.24 | -7.4% |
| ケース3 | | 1,000万円 | -59.91 | -7.8% |
| ケース3+ | | 1,500万円 | -82.73 | -7.6% |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | -50.65 | -6.2% |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | -18.61 | -4.7% |

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研試算

2014年から2015年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落することになる。このため、同じ「片働き4人世帯」の中では、世帯年収が低くなるほど実質可処分所得の減少率が大きくなっている。

これは、2013年から2014年にかけて、子育て世帯臨時特例給付金が消費税率引き上げ時の先進性対策として効果を発揮したことの裏返しでもあるが、消費税率引き上げ時期を先送りするに当たり、改めて、どのような低所得者対策を講じるべきなのか検討する際に意識すべきことであろう。

また、消費税率を8%から10%に引き上げる時期は先送りされるものの、最終的な着地点としての実質可処分所得（2018年の実質可処分所得）については2013年12月版の試算でも2014年12月版の試算でも大差はない。

なお、本試算は、あくまで消費税増税以外の要因では物価は変動せず、賃金も変動しないことを前提に行った試算である。制度改正による実質可処分所得の減少分を補えるだけの実質賃金の増加があれば、負担増があっても家計が豊かになる道筋が描ける。物価・賃金の変動も踏まえた家計の実質可処分所得の試算については、今後、別途公表する予定である。

【以上】